

(仮称) 三大明神風力発電事業計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、福島県いわき市遠野町において、新たに風力発電設備(最大 54,000kW)を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの普及の観点からも望ましいものであるが、騒音による生活環境への影響、動植物及び生態系への影響、景観への影響等が生じることもあり、個々の事業の計画及び実施に際しては、環境配慮が必要とされる。

本事業は、事業実施想定区域の設定に際して、住居や自然環境保全上重要な区域を極力除外する配慮が見られるものの、計画熟度が低いことから、現時点では重大な環境影響を回避又は十分に低減できるか否かが明確にされておらず、事業の実施により重大な影響が生じ、環境保全措置を講じても影響を回避又は十分に低減できない懸念が残る。

このため、本事業計画の更なる検討に当たっては、次の措置を適切に講ずるとともに、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書に記載すること。

1. 対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置計画について

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定に当たっては、現地調査結果等を踏まえ、重要な動植物及びその生息地・生育地、保全すべき植生地並びに事業実施による消失又は減少が周辺環境に大きな影響を及ぼすおそれのある森林(以下「重要な動植物及びその生息地・生育地等」という。)並びに重要な自然環境のまとまりの場を、極力区域から除外すること。

(2) 風力発電設備等の配置計画

対象事業実施区域から除外できない重要な動植物及びその生息地・生育地等並びに重要な自然環境のまとまりの場がある場合は、風力発電設備や取付道路の配置計画の作成に当たって、現地調査結果等を踏まえ、これらへの影響を回避する又は極力低減できる計画を作成すること。

(3) 補足調査の実施

準備書における予測及び評価が不十分とならないよう、対象事業実施区域の設定や風力発電設備の配置計画の作成後に、予測及び評価を行うに足る十分な調査であるかを確認し、必要に応じて補足調査を実施して準備書を作成すること。

2．騒音及び風車の影の影響について

- (1) 風力発電設備の選定や配置計画の検討により、事業実施想定区域周辺の住居への影響を回避した上で、回避できない影響は低減すること。
- (2) 上記2.(1)により、影響を回避又は十分に低減できない場合は、基数削減等を含む事業計画の見直しを行うこと。
- (3) 工事用車両ルート沿いには集落が存在するため、工事の実施に伴う大気質及び騒音等の影響について、方法書以降の環境影響評価手続において適切に予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。

3．動植物及び生態系への影響について

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺においては、既存文献ではオオタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故等による重大な影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月、環境省自然環境局)の考え方も踏まえて、調査、予測及び評価を実施すること。
- (2) 取付道路の設置、既存道路の拡幅及び風力発電設備の敷地造成に当たっては、風力発電設備の選定、道路の線形及び縦断勾配並びに法面の工法及び勾配等の設計や施工方法を工夫することにより、土地改変及び森林伐採の回避及び面積の最小化を図るとともに発生土量及び土砂流出の抑制に努め、重要な動植物及びその生息地・生育地等並びに生態系への影響を回避した上で、回避できない影響は低減すること。
- (3) 上記の1.(1)、1.(2)及び3.(2)により、重要な動植物及びその生息地・生育地等並びに生態系への影響を回避又は十分に低減できない場合は、基数削減等を含む事業計画の見直しを行うこと。